

第 19 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年1月14日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加倉井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（0名）

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 補 佐 海 野 尚 史
農 地 係 長 谷 津 知 一	農 地 係 塚 田 一 平
農 地 係 野 村 俊 貴	

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第9号 事務局職員の人事について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、時間になりましたので、総会に入らせていただきます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん、改めまして、新年明けましておめでとうございます。

皆様には、それぞれ希望に満ちた新年をお迎えのことと存じます。

昨年は、お米の価格については、ほっとした息がつけたのではないかと価格になったと思います。この価格が今後ともずっと2年、3年、4年と続いていけばいいなと思っているところであります。そして、また、畜産、園芸についても、良い価格で固定できるように願わずにはられません。資材や燃料、人件費などいろんなものが高くなる状況が進んでいくと農業が続かなくなってしまうので、農業委員会としても様々な面で支援をしていきたいと思っているところであります。

また、本年についてですが、農業委員会での取りまとめの期日までわずかですが、作成を進めています地域計画に係る目標地図があと一歩というところに来ておりますので、最後まで皆様には5年、10年先を見据えてのこととありますので、慎重に審議をしていただきながら進めていければと思っております。どうぞ本日もよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第19回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は、交通事故に伴う渋滞の影響で現在4名がまだ見えておりませんが、出席予定であります。一応全員参加ということとありますが、現在過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

14番の渡邊京子委員、それから15番の外岡健寿委員、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19回総会の農地法許可申請等に関する審議総括について、ご説明いたします。
お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が25件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が20件、土地公売参加に係る適格証明願が4件、土地現況証明が3件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が22件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が1件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして94件が本日の審議総括となっております。
説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を、10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討をしましたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。
調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項なんですけれども、先程の説明のとおり、まだ安藏委員が来ておりませんので、次の第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

安藏委員の担当地域も含まれておりますが、私が代表して意見を申し上げます。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、続きまして、まだ関係委員が来ておりませんので、第8項から第10項は後にしまして先に第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、第12項を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 第13項でございますが、契約内容は売買であります。受人は隣接地に居住予定であり、自家消費するために申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，受人と渡人は親戚同士ということで，受人は申請地の隣接に居住予定です。これまでも家庭菜園をしていて，引き続き家庭菜園をするため譲り受け，耕作したいとのことでした。よって，法令に照らし許可相当と思われます。ご審

議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項から第22項までは関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明資料を配った後に説明に入ります。

事務局 それでは、第16項から第22項については関連がありますので、併せてご説明いたします。

第16項から第22項の契約内容は、全て共有物分割であります。共有物分割とは、複数人での共有状態となっている不動産の共有関係を解消し、単独所有にすることです。

それでは、ただいま配付いたしました参考資料をご覧ください。

この参考資料を基に、今回の申請内容についてご説明いたしますと、議案書第16項の渡人大場の土地所有者7名共有で第16項から第22項までの7筆の農地を所有している状況ですが、筆ごとに1人の単独名義にし、耕作したいという申請であります。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 ただいま関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。
この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。
皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自宅に隣接し、自家消費するため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。
この件につきましても調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。
なお、受人は自給的農家ということで、これから作物を作っていきたいというお話もございました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。
事務局から説明いたします。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございます。いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

ここで、遅刻されてきた委員さんが全員そろいましたので、第6項を上程いたします。
事務局から説明いたします。

事務局 それでは、第6項でございますが、契約内容は贈与でございます。受人はい
こから農地を受贈し、耕作を引き継ぐため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であ
ります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

遅刻して申し訳ございませんでした。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議よろしくお
願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

道路が混んでおりまして遅くなりまして、誠に申し訳ありませんでした。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたしますが、この案件は高安委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(高安委員一時退席)

議 長 事務局、説明をお願いします。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番，今関です。18番の高安委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは高安委員に着席を求めます。

（高安委員着席）

第10項を上程いたします。

事務局より説明いたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 遅れて申し訳ございません。8番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番，加倉井です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に医療機関が2か所あることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

この案件についてですが、渡人が急遽亡くなりまして、保留扱いにしたいと思えます。ご審議お願いいたします。

議 長 ただいま関係委員から保留扱いにしてほしいというような内容であります。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

事務局 ちょっと内容についてご説明したいと思います。

渡人の方が先日亡くなられたことが分かりました。渡人の方の財産につきましては、相続人の方が引き継ぐのですが、相続人に関して書類の補正処理が当然間に合いませんので、一旦保留という判断にさせていただきました。書類の補正が済みましたら、翌月に改めて審議する内容であります。

以上です。

議 長 来月審議するという案件になりました。

昨日渡人が亡くなったので、実は亡くなるより先に総会が終わってしまえばもう委員会は関係ないのですが、総会の前日に亡くなったという以上は、やっぱり故人が申請人にはなれませんので、相続あるいは相続の代表者が決まるまで審議を保留したいということでもありますので、保留ということではいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5 番，安藏です。

調査検討をした結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 7 項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第 7 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思
料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ており
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5 番，安藏です。

この案件も調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議
よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第 8 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地

に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 21番、今関です。

この件に関しまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたしますが、この案件は関委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(関委員一時退席)

議 長 それでは、事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、関委員に着席を求めます。

（関委員着席）

議 長 次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番、関です。

調査検討をしたところ、申請地は農地に面しているところが非常に小さくて、農地への影響は少ないので、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に近接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，ここも申請地には農地に面しているところが小さくて，農地への影響は少ないと思われます。よって，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、一時転用期間は3か月であります。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第14項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えて
の申請でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますの
で，皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第15項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見を願います。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきましても、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願います。

議長 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしく願います。

議長 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討の結果、山林に囲まれた状態で、農業に何の問題もありません。よって、法令に照らし許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審

議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 農地の公売参加の適格者証明願に対する承認についてを上程します。

第1項から第3項までは関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項から第3項までは関連がございますので、まとめてご説明させていただきます。

願出人は、3件とも同じであります。願出人は経営規模の拡大を図るとして農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

入札、開札とも令和7年2月4日でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし適格者だと思われますので、皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして、農地の公売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

入札、開札とも令和7年2月4日でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

調査検討した結果、法令に照らし適格者だと思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から適格者とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは、事務局からご説明いたします。

皆様のお手元にごございます資料、別紙1をご覧いただきたいと思います。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、鯉淵町の畑2,999平方メートルの土地につきまして、土地現況願があり、農業委員3名で権利調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

続いて、第2項、第3項につきましても、同様に転用目的のとおりでありましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。
事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤よりご説明させていただきます。

お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、令和7年農用地利用集積計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が7万1,123平方メートル、畑が1,187平方メートル、設定者24名、取得者16名。

利用権設定日は、令和7年1月20日、または令和7年2月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積4万2,007平方メートル、畑

が設定面積 1 万4,273平方メートル，設定者19名，取得者14名でございます。

賃借権等の設定日は，令和 7 年 3 月 1 日，令和 7 年 6 月 1 日に予定されております。

また，個別の農用地利用集積等促進計画につきましては，次のページ以降に記載しておりますので，各自でご確認ください。

以上につきましては，農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

議案第 7 号につきましては，説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，意見なしで回答することに決定いたします。

次に，議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙 4 をご覧ください。

それでは，議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

説明の前に訂正がございます。

令和 7 年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表の右から 2 列目の賃借権等設定予定年月日の日付が，令和 7 年 2 月 1 日となっておりますが，令和 7 年 3 月 1 日が正しい設定予定年月日となります。訂正しておわびいたします。

令和 7 年農用地利用集積等促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の 1 段目から 3 段目，それぞれの期間ごとの設定については，各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては，田が設定面積3,529平方メートル，畑が設定面積1,164平方メートル。設定者 2 名，取得者 4 名でございます。

なお，設定者は，農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は，令和 7 年 3 月 1 日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第8号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

（事業担当課退席）

議 長 次に、議案第9号 事務局職員の人事についてを上程します。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 事務局からご説明いたします。

資料は、お手元の資料別紙5をご覧ください。

議案第9号 事務局職員の人事について。

事務局職員の人事について、会長へ一任することで同意を得たい。

令和7年1月14日提出。

水戸市農業委員会会長，笹沼恭一。

参考といたしまして、下段に農業委員会等に関する法律を記載してございます。第26条第1項，農業委員会に職員を置く。第3項，職員は農業委員会が任免すると定められていることから、慣例によりまして会長に事務局職員の人事を一任することについて皆様にご提案するものでございます。

説明は、以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、会長に一任するというご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、事務局職員の人事については会長に一任することに決定いたします。

次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長の専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号、報告第7号につきましても、資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 以上をもちまして、第19回総会を閉会といたします。

ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

閉会 午前10時25分